

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成23年7月28日(木)

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 中野 則夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、那覇空港滑走路増設事業における増設配置案について、滑走路増設位置周囲に配置予定である護岸のうち、大水深域に設置予定である北側護岸については、冬季を中心として北西からの高波浪が発生し護岸を越波することが想定され、滑走路増設後において航空機の運航及び空港運用に多大な支障を来す恐れがある。そのため、護岸からの越波量を把握した上で越波対策として有効な断面の検討を行い護岸設計の基礎として供するものである。

波浪実験は、水路にて標準的な断面及び越波対策断面の実験を実施し、最も有効である断面を用いた平面水槽実験を行うもので、その実施にあたっては、平成21年度及び22年度に算定した、リーフ上護岸の設計波及び設計潮位の再現、及びそれらによる護岸越波実験を十分な精度で実施可能な大規模平面水槽(サーペント型造波装置を備えた平面水槽)を使用するものとする。

本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術・設備を有し、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、3.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を要請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・設備)

- ・ リーフ護岸上の設計波及び設計潮位の再現、及びそれらによる護岸越波実験を十分な精度で実施可能な大規模平面水槽(サーペント型造波装置を備えた平面水槽)を有する事及び自在に駆使する能力を有し、波浪シミュレーションと乖離の少ない平面実験を履行する技術。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の公益法人等と当該応募者に対してにプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行するものとする。

2. 業務の概要

1) 業務名

リーフ周辺護岸の越波量に関する研究業務

2) 業務目的

本業務は、浅瀬やリーフ等が発達した複雑な海底地形を有する海域において、水理模型実験を行い、数値計算及び越波流量推定図に基づき算定された護岸越波量の推定精度を確認すると共に、効果的な越波対策工の検討を行うものである。

3) 業務内容

那覇空港滑走路増設配置案のうち、空港島北側護岸からの越波に対して、越波予測及び越波対策護岸の検討を行うものである。

4) 履行期限

平成24年3月26日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

沖縄総合事務局長から沖縄総合事務局の工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領(昭和60年8月6日付け総会計第642号。以下、「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 設備・システムに関する要件

リーフ護岸上の設計波及び設計潮位の再現、及びそれらによる護岸越波実験を十分な精度で実施可能な大規模平面水槽(サーペント型造波装置を備えた平面水槽)を有する事及び自在に駆使する能力を有し、波浪シミュレーションと乖離の少ない平面実験を履行する技術。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係
電話 098-866-0031(内線2528) FAX 098-861-3654

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成23年7月28日から平成23年8月17日まで (1)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:平成23年8月17日 17時15分 (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る)または、電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)とすること。

5. その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。

(2)関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限については、別途通知する。

(4) 沖縄総合事務局における平成23・24年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係わる一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない場合も4.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は、説明書による。